

町立こども園（ひまわりこども園・さくらこども園）

●入園対象者

町内に住所がある0歳児（満6カ月以上）～5歳児（年齢の起算は、令和8年4月1日現在の満年齢）

●募集園児数

- ・ひまわりこども園 217人
0歳児（生後6カ月以上） 12人、1歳児 24人、2歳児 36人、3歳児 45人、4歳児～5歳児各50人
- ・さくらこども園 110人
0歳児（生後6カ月以上） 6人、1歳児 12人、2歳児 12人、3歳児 30人、4歳児～5歳児各25人

●開園日

- ①1号認定 月曜日～金曜日
 - ②2号・3号認定 月曜日～土曜日、第2日曜日
- ※日曜日は、利用状況に応じて開園します。

●保育時間

- ①1号認定（教育標準時間）午前8時30分～午後2時
- ②2号・3号認定（保育標準時間）午前7時30分～午後6時
- ③2号・3号認定（保育短時間）午前8時～午後4時

町認可保育施設（ミニテル保育園）

●入園対象者

町内に住所がある0歳児～2歳児（年齢の起算は、令和8年4月1日現在の満年齢）

●募集児童数

0歳児（生後3カ月以上）～2歳児 8人

●開園日 月曜日～土曜日

●保育時間

- ①3号認定（保育標準時間）午前7時30分～午後6時30分
- ②3号認定（保育短時間）午前8時～午後4時

●休園日 日曜日、祝日、年末年始

●休園日

- ①1号認定 土、日、祝日、春季・夏季・冬季休園日、学年末休園日
 - ②2号・3号認定 日曜日（第2日曜日を除く）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、年度末・年度初め（3月31日と4月1日）
- ※①②のほかに臨時休園することがあります。

●給食

- こども園は、完全給食です。
- ①1号・2号認定は、**町独自事業により給食費は無料**です。
 - ②3号認定の給食費は、全て保育料に含まれます。

●申し込みに必要な書類（①～④の書類は、各こども園と保健福祉課に備え付けてあります）

- ①支給認定（変更）申請書
 - ②こども園入園申込書
 - ③父母の就労証明書（2号・3号認定のみ）
- ※自営業の人は、令和6年度の確定申告書または営業許可証、開業届なども必要です。
- ④入園調査票（2号・3号認定のみ）
 - ⑤令和7年1月1日現在で、町内に住所のない人は市町村民税所得課税証明書

※臨時休園することがあります。

●給食 町認可保育施設は、完全給食（状況に応じて弁当）です。

○3号認定の給食費は、全て保育料に含まれます。

●申し込みに必要な書類（①～③の書類は、各こども園と保健福祉課に備え付けてあります）

- ①支給認定（変更）申請書
 - ②父母の就労証明書
- ※自営業の人は、令和6年度の確定申告書または営業許可証、開業届なども必要です。
- ③入園調査表
 - ④令和7年1月1日現在で、町内に住所のない人は市町村民税所得課税証明書

■問い合わせ先 教育委員会こども課（ひまわりこども園内） ☎(23)4105

令和8年度 園児募集



【認定区分】

区分	年齢	要件	利用先
1号認定 (教育標準 時間認定)	満3歳以上	幼児教育を希望する場合	こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	幼児教育および「保育の必要性」があり、保育を希望する場合	こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	「保育の必要性」があり、保育を希望する場合	こども園 町認可保育施設

町では、令和8年度の町立こども園と町認可保育施設の入園希望児を募集します。

各施設の利用には、保育の必要性の認定（支給認定）が必要です。支給認定申請書を各こども園に提出し、認定（1号・2号・3号）を受けてください。

こども園は、幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、両方の役割を果たし、教育と保育を一体的に行う幼保連携型の施設です。

認可保育施設は、就労や病

気、出産などやむを得ない事情で、日中の保育を必要とするとき、保護者に代わり保育をする施設です。保育を必要とする期間に限り、認可保育施設を利用することができます。

【各施設共通（町認可保育施設含む）】

●受付期間
11月10日（月）～12月19日（金）

●保育料
全ての1号・2号認定と住民税非課税世帯の3号認定の保育料は無償になります。

3号認定の住民税課税世帯は、子どもの年齢と保育時間、保護者の市町村民税の額により決定します。

●申し込みの方法
各こども園と保健福祉課に備え付けてある申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、各こども園に申し込んでください。

※定員を超える申し込みがあったときは、利用施設を町が調整する場合があります。

※希望する施設によって募集内容が異なりますので、各施設にご確認ください。